

府中市福祉のまちづくり推進審議会の傍聴について

傍聴者は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 傍聴人名簿に住所、氏名、電話番号を記入してお待ちください。
開会后、事務局がご案内しますので、指定された席にご着席ください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が、職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言をしない
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない
 - (3) 撮影、録音をしない
- 4 会議資料は持ち帰りできません。別紙「福祉のまちづくり推進審議会 傍聴者用メモ用紙」をご利用ください。(メモ用紙はお持ち帰りいただけます。)
- 5 前条の規定に違反し、そのため、審議会の進行が妨害されると認められる場合は、退場していただくことがあります。